

第63回国民体育大会冬季大会

スキー競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

第63回国民体育大会冬季大会スキー競技会を、初めてスキー国体が開催された長野県野沢温泉村において開催するにあたり、冬季スポーツの普及・発展を図り、ゆとりと活力のある健康で文化の香り高い郷土づくりを目指すものである。

2 実施種目

ジャイアントスラローム、クロスカントリー、スペシャルジャンプ、コンバインド

3 期間

平成20年2月19日(火)から22日(金) (4日間)

4 開催地

長野県野沢温泉村

5 日程及び会場

期日	時間	会議・式典・競技	会場
2月18日 (月)	13:00	全国代表者会議	野沢温泉村体育館
	14:30	監督会議 ジャイアントスラローム クロスカントリー スペシャルジャンプ・コンバインド	野沢温泉村役場会議室 及び野沢温泉村公民館
	16:00	全国報道員会議	野沢温泉村体育館
第1日 2月19日 (火)	9:00	(スペシャルジャンプ公式練習) (ノーマルヒルHS=92m K点=90m)	野沢温泉スキー場
	14:00	開始式	野沢温泉シャンツェ 野沢温泉村体育館
第2日 2月20日 (水)	9:00	ジャイアントスラローム 成年男子A・B	野沢温泉スキー場 カンダハーコース
	9:00	スペシャルジャンプ (ノーマルヒルHS=92m K点=90m) 少年男子、成年男子B・A	野沢温泉スキー場 野沢温泉シャンツェ
	9:30	クロスカントリー(クラシカル) 少年男子、成年男子A・B	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
	13:00	クロスカントリー(クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A・B	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
	13:30	(コンバインドジャンプ公式練習) (ノーマルヒルHS=92m K点=90m)	野沢温泉スキー場 野沢温泉シャンツェ

第3日 2月21日 (木)	9:00	ジャイアントスラローム 成年女子A、成年男子C、少年女子、 成年女子B	野沢温泉スキー場 カンダハーコース
	9:00	コンバインドジャンプ (ノーマルHS=92m K点=90m) 少年男子、成年男子B・A	野沢温泉スキー場 野沢温泉シャンツェ
	10:00	リレー (フリー) 女子	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
	13:30	リレー (フリー) 成年男子	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
第4日 2月22日 (金)	9:00	ジャイアントスラローム 少年男子	野沢温泉スキー場 カンダハーコース
	9:00	コンバインドクロスカントリー(フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
	11:30	リレー (フリー) 少年男子	野沢温泉スキー場 南原クロスカントリーコース
	16:00	閉会式	野沢温泉村体育館

6 種目、種別(部)及び参加人員

各都道府県は、監督3名・選手72名(成年40名以内、少年32名以内)計75名以内で編成し、種目・種別(部)・参加者数の上限は下記のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を越える場合は、(財)全日本スキー連盟で制限する。なお、補欠は認めない。

種目	種別 部	成年男子			少年 男子	成年女子		少年 女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー		6名(4名×10kmF)			同左	6名(4名×5kmF)		

- 注：1) クロスカントリー競技(クラシカル)の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。
- 2) コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は、成年男子Aは15km、成年男子Bは5km、少年男子は10kmとする。
- 3) リレー競技(フリー)は6名(走者4名)以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。
- 4) リレー競技へのエントリー者は、各種別(部)のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

7 競技上の規定及び競技方法

- (1) 都道府県対抗とする。
- (2) 競技方法は、(財)全日本スキー連盟競技規則最新版及び(財)全日本スキー連盟が定めた国体競技特別規則による。

8 抽 選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を平成19年11月上旬（第1回組織委員会時）に、本抽選（スタート抽選）を平成20年2月8日（金）（第2回組織委員会時）に行う。

9 ドーピング検査の実施

検査は、日本ドーピング防止規程及び関連規則に基づき実施する。

10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は下記のとおりとする。

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、監督及び選手のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。）

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒。ただし、

a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在（中学3年生）については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については参加できない。

(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号（イ）の規定に該当していた者

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長及び体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第61回又は第62回大会（都道府県大会等を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第61回又は第62回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成18年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

(イ) 少年種別

a 平成18年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

ｃ 一家転住等に係る者（別記2「一家転住等に伴う特例措置」による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り、参加できる。

（イ）回数を同じくする大会において異なる都道府県から参加することはできない。

（ウ）都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。

（エ）健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

（オ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）学校教育法第1条に規定する学校の所在地

（ウ）勤務地

※ 上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成19年4月30日以前から大会参加時まで引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。

ただし、次の者はこの限りではない。

・成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合

・少年種別の選手が「一家転住等」した場合

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

（ア）A（18歳以上26歳未満）

昭和56年4月2日以降平成元年4月1日以前に生まれた者

（イ）B（26歳以上34歳未満）

昭和48年4月2日以降昭和56年4月1日以前に生まれた者

（ウ）C（34歳以上）

昭和48年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満とし、Bは27歳以上とする。

イ 成年女子

（ア）A（18歳以上24歳未満）

昭和58年4月2日以降平成元年4月1日以前に生まれた者

（イ）B（24歳以上）

昭和58年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

中学3年生を含む、平成元年4月2日以降平成5年4月1日以前に生ま

れた者

- (4) 参加資格及び年齢基準等に疑義があるときは、(財)日本体育協会、(財)全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会が可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〈本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〉に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 3 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 4 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 5 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 6 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、(財)日本体育協会あてに提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

〈転校への特例〉

- 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。
- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
 - (3) 「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - 1) 親の転勤による一家の転居
 - 2) 親の結婚、離婚による一家の転居
 - 3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (4) 転居先の都道府県予選会締切り以前に、次の手続きを終了していること。
 - 1) 別に定める様式により、属していた都道府県体育協会会長及び都道府県スキー連盟会長の承認を得ること。
 - 2) 承認を得た書類については、転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県スキー連盟へ提出すること。

11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子	成年女子	各種目（リレーを含む）とも1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第3位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位2位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位8位までとする。
成年女子	少年女子	
少年男子		
少年女子		

(2) 参加得点

大会に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

(3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は大会総務委員会と（財）全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、（財）全日本スキー連盟が行う。

ウ ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則」及び「国民体育大会におけるドーピング防止規則に対する違反が確定した場合の競技順位・得点等の取り扱い要領」によるものとする。

12 表 彰

(1) 男女総合成績第1位の都道府県に国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種目の第1位から第8位までの選手に賞状を授与する。

ただし、リレーの場合は、都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを都道府県に1枚、更に、同様のものを出場者全員に授与する。

13 参加申込方法

- (1) 都道府県体育協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署のうえ、都道府県大会等において、選抜された者を第63回国民体育大会会長あてに申し込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた期限までに所定の様式及び方法により、(財)日本体育協会あてに行う。
- (3) 参加申込期限は、平成20年2月4日(月)とする。
- (4) 参加申込様式は、(財)日本体育協会が(財)全日本スキー連盟と協議のうえ、作成する。
- (5) 参加申込み締切り後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、下記あてに所定の様式(本要項24ページ)にて届け出なければならない。
なお、届け出は、平成20年2月17日(日)に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。
ア (財)全日本スキー連盟
イ 第63回国民体育大会冬季大会長野県実行委員会事務局
ウ 第63回国民体育大会冬季大会スキー競技会野沢温泉村実行委員会事務局
また、(財)日本体育協会に対しては、上記による届け出の後、所定の様式及び方法による交代(変更)手続きを行うものとする。
- (6) プログラム編成は、平成20年2月8日(金)に長野県実行委員会事務局で行う。

14 棄権手続き

参加申込み締切り後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。なお、棄権手続きに係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項24ページ)を用いるものとする。

15 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人あたり次のとおり参加負担金を納入する。(視察員を除く。)

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	1, 500円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	2, 000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成20年2月4日(月)

イ 納入先

みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729 財団法人 日本体育協会
--

16 宿泊申込み

大会参加者は、長野県実行委員会から送付された所定の宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、定められた期限までに指定された場所へ送付する。

17 参加選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。
 - ア 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
 - イ 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
 - ウ 上記ア及びイによる本部役員総数の範囲内でスポーツドクターを帯同するものとする。
 - エ 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記ア及びイによる人数を上限とする。
- (2) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成21年以降の冬季大会スキー競技会の開催が決定又は内定している都道府県は、20名以内とする。

18 参加章及び視察員章の交付

参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 参加章・・・本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章・・・視察員

19 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された参加章又は視察員章を着用しなければならない。
- (2) 参加章又は視察員章着用者は、原則として開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。
- (3) 各都道府県の代表選手は、ユニホームに所属都道府県名を明示すること。

20 都道府県大会

- (1) 都道府県大会は、本競技会実施要項に基づき開催すること。
- (2) 都道府県大会に参加する者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。なお、1人1都道府県に限る。
- (3) 参加料を徴収する場合の金額は、都道府県大会主催団体が定める。
- (4) 申込みは、すべてスキー競技会所定の参加申込書によること。

21 国民体育大会参加者傷害補償制度

(財)日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者全員による国民体育大会参加者傷害制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、国民体育大会都道府県予選会、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督のほか、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を、(財)日本体育協会に納入する。なお、制度負担金については次のとおりとする。

区 分	制度負担金
都道府県大会のみの参加者	一人あたり 700 円
ブロック大会及び本大会の参加者	一人あたり 1,000 円

(3) 納入期限及び納入先については別途（財）日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

22 その他

(1) 参加申込み及び宿泊申込みが、定められた期限までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんを問わず本大会への参加を認めないものとする。

(2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。